

関係団体代表者 様

静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更等について

日頃、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別な御支援と御協力をいただきありがとうございます。

これまで、新型コロナウイルス感染症について、本県としての対応をお知らせするとともに、貴団体の関係者の皆様への周知をお願いしてきたところです。

現在、感染の主流となっているオミクロン株については、伝播性が非常に高いものの、発生初期と比較して重症度が低下しており、感染症法に基づく私権制限（一定期間の外出自粛等）に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことなどを踏まえ、**新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置付けられる予定です。**

つきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられることに伴う主な変更点等について、下記のとおりお知らせしますので、貴団体の関係者の皆様に対して、下記の内容の周知をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の療養の取扱い等

- ・令和5年5月8日以降、行政から患者に対し外出自粛は求めません。
- ・国では、感染させるリスクの高い「発症翌日から5日間」は外出を控え、10日間
はマスクを着用することを推奨しています。
- ・従事者が新型コロナに罹患した場合、就業制限するかどうか、就業制限する場合
の期間は、各事業者の判断になります。
国の推奨期間などを参考に、各事業者の実情に応じて判断してください。
- ・同居家族など濃厚接触者についても、行政が外出自粛を求めることはありません。
※保健所が濃厚接触者を特定することなくなります。

2 医療費の患者負担

- ・他の疾病との公平性を踏まえ、5月8日以降は、原則、他の疾病と同様に医療費
の患者負担が発生します。
- ・急激な負担増を回避するため、入院医療費の一部（所得に応じて最大2万円/月）
や新型コロナ治療薬については、当面の間、公費で負担します。

3 基本的な感染対策

- ・5月8日以降は、日常における**基本的な感染対策の実施**についても、行政として一律に対応を求めることはなく、**事業者や個人の判断**になります。

下表の国の考え方などを参考に、各事業者の実情に応じて判断してください。

【国の考え方】

対策例	国の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断 ※医療機関受診時などは着用を推奨
手洗い等の手指衛生	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
換気	
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	流行期において、重症化リスクの高い方は「三つの密」を避けることが感染対策として有効
入場時の検温	一定の効果はあるものの、費用対効果や換気など他の対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の可否を判断
入口での消毒液の設置	
アクリル板などの設置	

※感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられます。

4 その他

新型コロナウイルスに感染した6か月後でも10%以上の人に何らかの症状があるなど、長期間症状が続くことも珍しくありません。職場等においても罹患後症状（後遺症）について御理解いただき、従事者に対し、症状に応じた配慮をお願いします。

5 送付資料

- 感染症法上の位置づけ変更後療養に関するQ&A
- リーフレット「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（後遺症）にお悩みの方へ」

担当：政策管理局総務課
電話：054-221-2604